

☆介護保険事業所のみなさまへ（令和８年度対応）

（更新・発行）令和８年２月２７日

前橋市介護保険課事業所指定係

本通知は、介護保険事業所に係る届出事項について抜粋・要約したものです。

新年度を迎えるにあたり、いま一度ご確認ください。

なお、届出書の提出期限について、電子申請やメールでの提出も可能としていることから、
開庁日・閉庁日を問わない期限としています。書類を提出される際は、期限等をよくご確認ください。

《 目 次 》

１ 変更届出書の提出について

２ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表について

前年度等の実績により算定の可否又は区分が決定する加算については以下をご確認ください。

なお、各算定要件については事業所でよくご確認の上、届出をお願いします。

- （１）介護職員等処遇改善加算計画書・実績報告書の提出【対象：複数サービス】
- （２）サービス提供体制強化加算【対象：複数サービス】
- （３）ＡＤＬ維持等加算【対象：通所系サービス（通リハ除く）・特定施設・介護老人福祉施設】
- （４）事業所規模別報酬区分の確認【対象：通所介護・通所リハビリテーション】
- （５）中重度者ケア体制加算【対象：通所系サービス（認知デイ除く）】
- （６）認知症加算【対象：通所介護・地域密着型通所介護】
- （７）移行支援加算【対象：訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション】
- （８）特定事業所集中減算【対象：居宅介護支援】
- （９）特定事業所加算【対象：訪問介護】
- （１０）同一建物減算【対象：訪問介護】

３ 業務管理体制整備に係る届出について

４ 指定申請等に係る「電子申請・届出システム」による提出について

５ 介護保険最新情報について

６ その他の連絡事項

- （１）高齢者施設等感染対策向上加算
- （２）生産性向上推進体制加算
- （３）協力医療機関との連携に係る届出
- （４）高齢者虐待防止措置の義務化、高齢者虐待防止措置未実施減算
- （５）業務継続計画策定の義務化、業務継続計画未策定減算
- （６）身体的拘束等の適正化、身体拘束廃止未実施減算
- （７）感染症対策の徹底
- （８）福祉用具の利用に際した重大製品事故に関する情報
- （９）介護支援専門員証の更新
- （１０）介護保険事業者自主点検表
- （１１）介護サービス情報の公表システム
- （１２）介護サービス事業者経営情報の報告
- （１３）メールアドレスの登録変更



1 変更届出書の提出について

◎変更届出書については指定を受けた内容に変更がある場合は一部例外を除き、原則**変更後 10 日以内**に届出が必要となります。詳しくは以下をご確認ください。

* 変更届出書の「**変更があった事項**」（右図赤枠内）に該当する
変更があった場合のみ前橋市への届出が必要です。

なお、変更届の添付書類は、前橋市 HP に掲載している「変更届に係る添付書類一覧(Excel ファイル)」をご確認ください。

また、変更届出書の書式は H P 掲載の最新版を使用してください。

例: 変更届出書様式

(居宅・施設サービス用)

※対象サービスの様式をご確認ください。

資格者証の確認について

* サービス提供責任者や介護支援専門員の変更については、人員配置基準で必要な資格者証の写しを添付してください。上記以外の職員に変更がある場合、これまで一度も資格者証等の写しを提出していない時は写しを添付するか、もしくは勤務形態一覧表上に所有資格を記載してください。

運営規程（従業員数の記載）について

* 運営規程に記載する従業員数については、**事業所が各介護サービスの指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲で「○人以上」と記載できます。実人数を記載する際は、4 月 1 日時点で前回の届出時と比較し、員数を変更（＝運営規程の変更）した場合に届出が必要**です。

【よくある質問】

質問	回答
「4 月 1 日時点の事業所体制」として届け出る必要はあるか。	本取扱いとは通年の取扱いであり、4 月 1 日時点であっても「変更があった事項」に変更がなければ特段の届出は求めません。
変更届出書内の「変更があった事項」に該当しない内容の届出は必要か。 (例: 3 月 1 日付で介護職員 A が退職、介護職員 B が入職した。入退職者入替のため運営規程の記載は変わらない など)	特段の届出は求めませんが、都度、事業所内で関連書類の見直しを行ってください。
事業所内の構造や区画の変更を検討しているが、届け出る場合どうすればいいか。	変更後の図面を確認する必要があるので、変更日の 2 週間前を目安に事前に相談してください。
変更届を提出する必要があるかどうかを確認したい。	各サービスの変更届の様式、上記の図「変更があった事項」をご確認ください。特に届出の多い項目は、管理者、サービス提供責任者、運営規程、協力医療機関、介護支援専門員です。

◎提出期限（4 月 1 日付で変更が生じた場合）

令和 8 年 4 月 10 日まで

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅・施設サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7603.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7534.html>

* 介護予防・生活支援サービス（総合事業）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7530.html>

2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表について

◎介護給付費算定に係る体制等を変更する場合（加算・減算）は、原則として以下の期限までに届出が必要となります。

①訪問系サービス・通所系サービス・居宅介護支援・介護予防支援 **算定開始月の前月の 15 日**

②介護保険施設・特定施設入居者生活介護・グループホーム **算定開始月の初日**

③介護職員等処遇改善加算 **算定開始月の前々月の末日**

届出をする際には、各加算の算定要件を満たしているか必ずご確認の上、前橋市 HP に掲載している添付書類を添付してください。後日、算定要件を満たしていないことが確認された場合は、介護報酬の返還となることがあります。要件を満たさなくなった場合も、速やかに届け出てください。

◎以下（１）～（１０）は前年度等の実績により当該年度の算定の可否又は区分が決定する加算等を抜粋しています。算定の可否又は区分に変更がある場合は介護保険課へ届け出てください。

なお、提出期限が明記されているものは、原則、令和 8 年 4 月 1 日から算定されたい場合の期日です。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅・施設サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7608.html>

* 介護予防・生活支援サービス（総合事業）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7607.html>

（１）介護職員等処遇改善加算計画書・実績報告書の提出

◎介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、通常、加算を算定する月の前々月の末日（４月から算定する場合→２月末日）までに計画書の提出、また、加算の最終支払いがあった月の翌々月の末日（３月分まで請求した場合（５月支払）→７月末日）までに実績報告書の提出が必要になります。

◎提出期限

令和8年度計画書の提出 **令和8年4月15日まで** ※詳細については別途通知予定
(一部の加算新設事業所は、令和8年6月15日まで)
令和7年度実績報告書の提出 **令和8年7月31日まで**

◎ **前年度に引き続いて当加算を算定する場合も、改めて計画書の提出が必要**となります。また、加算の区分を変更する場合は介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等(以下「体制届」という。3ページ参照)が必要となります。

◎ **様式等については、各期日が近くなりましたら別途お知らせします。**

◎ 制度改正や厚生労働省からの通知により、今後の取扱いが変更になる場合は改めてお知らせしますので、ご承知おきください。

◎変更に係る届出書の提出について

計画書提出後に次の変更があった場合は、変更に係る届出書及び変更後の計画書を提出する必要があります。また、必要に応じて体制届を提出してください。なお、届出期限は、体制届の届出日に準じます。

- ① 法人の吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数の事業所を一括して申請を行う法人において、介護サービス事業所等に増減(新規指定・廃止等)があった場合
- ③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況に変更があった場合(加算の区分に変更が生じる場合に限る)
- ④ キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等配置要件)に係る適合状況に変更があり、加算の区分に変更が生じる場合
- ⑤ 加算の区分の変更を行う場合
- ⑥ 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る)した場合※
※⑥に係る変更のみの場合は、実績報告書を提出する際に届け出ること

(2) サービス提供体制強化加算

◎ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、前年度(4月～翌2月の11ヶ月分)において、サービスごとに定められた職員割合(有資格者の割合等)を満たすことが必要となります。ただし、前年度の運営実績が6月に満たない事業所は、届出日の属する月の前3月について算出します。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。

◎ 令和7年度に当加算を算定している又は令和8年度から新たに算定しようとする事業所は、令和7年度(令和7年4月から令和8年2月)の所定の割合を算出し、令和8年度の算定の可否を確認してください。確認の結果、加算の有無又は区分に変更がある場合のみ、期日までに介護保険課へ届け出てください。

- ① 訪問系サービス・通所系サービス **令和8年3月15日まで**
- ② 介護保険施設・特定施設入居者生活介護・グループホーム **令和8年4月1日まで**

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅・施設サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7608.html>

* 介護予防・生活支援サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7607.html>

（３）ＡＤＬ維持等加算

◎ＡＤＬ維持等加算を算定する場合、評価対象期間において所定の利用者割合等を満たす必要があります。

◎本加算は、算定の１２月前にＡＤＬ維持等加算（申出）を行う必要があります。令和９年度以降に算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に基準に適合するものとして市に届け出ている場合には、届出の日から１２月後までの期間が評価対象期間となります。

（例）令和９年４月から算定する場合の申出 → **令和８年４月末日まで**

（評価対象期間：令和８年４月から令和９年３月）

なお、算定の可否について、事業所は LIFE を用いて ADL 値を提出し、利得値の確認を行ってください。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅・施設サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7608.html>

（４）事業所規模別報酬区分の確認

◎通所介護又は通所リハビリテーションの算定区分は、前年度（４月～翌２月の１１ヶ月分）の１月当たりの平均利用延人員数（事業所規模）により区分されます【通所リハビリテーションにおいては大規模型事業所の特例有】。ただし、前年度の実績が６月に満たない又は前年度から定員を概ね２５％以上変更して事業を行う事業所は、便宜上、利用定員の９０％に予定される１月あたりの営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数とします。

◎事業所は「規模別報酬区分計算表」（下記ＨＰ掲載）により、令和７年度（令和７年４月から令和８年２月）の利用実績をもとに、令和８年度の事業所区分を確認してください。確認の結果、現在の事業所区分に変更がある場合のみ**令和８年３月１５日まで**に介護保険課へ届け出てください。なお、併せて居宅介護支援事業所等にも変更の旨をご連絡ください。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

（５）中重度者ケア体制加算

- ◎通所介護事業所等（認知デイを除く）が中重度者ケア体制加算を算定する場合は、厚生労働大臣が定める人員基準に適合するほか、前年度（４月～翌２月の１１ヶ月分）又は届出日の属する月の前３月において、中重度者（要介護３、要介護４又は要介護５）の割合が３０％以上である必要があります。
- ◎令和７年度に当加算を算定している又は令和８年度から新たに算定しようとする事業所は、上記の割合を算出し、令和８年度の算定の可否を確認してください。（算出方法は下記 HP 掲載の本加算に係る別紙を参照）確認の結果、加算の有無に変更がある場合のみ **令和８年３月１５日まで** に介護保険課へ届け出てください。
- ◎なお、共生型通所介護を行う場合は当加算の対象となりません。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7608.html>

（６）認知症加算

- ◎通所介護事業所等が認知症加算を算定する場合は、前年度（４月～翌２月の１１ヶ月分）又は届出日の属する月の前３月において、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の割合が１５％以上である必要があります。
- ◎令和７年度に当加算を算定している又は令和８年度から新たに算定しようとする事業所は、上記の割合を算出し、令和８年度の算定の可否を確認してください。（算出方法は下記 HP 掲載の本加算に係る別紙を参照）確認の結果、加算の有無に変更がある場合のみ **令和８年３月１５日まで** に介護保険課へ届け出てください。
- ◎なお、共生型通所介護事業所を行う場合は当加算の対象となりません。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

* 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7608.html>

（７）移行支援加算

- ◎訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所が移行支援加算を算定する場合は、評価対象期間において、所定の利用者割合等を満たす必要があります。

◎令和7年度に当加算を算定している又は令和8年度から新たに算定しようとする事業所は、評価対象期間（令和7年1月から同年12月まで）の所定の利用者割合等を算出し、令和8年度の算定の可否を確認してください。確認の結果、当加算の有無に変更がある場合のみ令和8年3月15日までに介護保険課へ届け出てください。

●届出様式（前橋市 HP）

* 居宅サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

（8）特定事業所集中減算

◎居宅介護支援事業所は所定の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護が位置付けられた計画数を算出し、各サービス計画のなかで紹介件数が最も多い法人（紹介率最高法人）を位置付けた計画の占める割合が80%を超えた場合は、特定事業所集中減算の適用を受けることとなります。

<割合算出のための計算式>

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

<判定期間、減算適用期間、提出期限>

区分	判 定 期 間	減 算 適 用 期 間	提 出 期 限
後期	令和7年9月1日から令和8年2月末日まで	令和8年4月から 同年9月	<u>令和8年3月15日</u>
前期	令和8年3月1日から同年8月末日まで	令和8年10月から 令和9年3月	<u>令和8年9月15日</u>

◎判定は毎年度2回（前期及び後期）行い、判定の結果が80%を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず、チェック表を介護保険課へメール、郵送又は持参してください。

減算の有無に変更がある場合は介護給付費算定に係る体制等に関する届出等の提出が必要になります。

なお、チェック表は減算の有無に関わらず各事業所において2年間保存してください。

◎提出期日が近くなりましたら別途お知らせします。

●届出様式等（前橋市 HP）

* 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/12987.html>

(9) 特定事業所加算（訪問介護） ※居宅介護支援の特定事業所加算とは要件が異なります

- ◎訪問介護事業所が特定事業所加算を算定する場合は、前年度（4月～翌2月の11ヶ月分）又は届出日の属する月の前3月において、所定の職員割合もしくは重度要介護者割合等を満たす必要があります。
- ◎令和7年度に当加算を算定している又は令和8年度から新たに算定しようとする事業所は、各々の割合を算出し、令和8年度の算定の可否を確認してください。確認の結果、当加算の有無又は区分に変更がある場合のみ**令和8年3月15日まで**に介護保険課へ届け出てください。

●届出様式（前橋市 HP）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

(10) 同一建物減算（訪問介護）

- ◎事業所ごとに、当該事業所において判定期間に訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し90%を超えた場合に、同一敷地内建物等に居住する利用者については所定単位数から12%が減算になります。

＜割合算出のための計算式＞

当該事業所における判定期間に訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員）
÷ 当該事業所における判定期間に訪問介護を提供した利用者数（利用実人員）

＜判定期間、減算適用期間、提出期限＞

区分	判定期間	減算適用期間	提出期限
後期	令和7年9月1日から令和8年2月末日まで	令和8年4月から 同年9月	令和8年3月15日
前期	令和8年3月1日から同年8月末日まで	令和8年10月から 令和9年3月	令和8年9月15日

- ◎判定は毎年度2回（前期及び後期）行い、**判定の結果が90%を超えた場合（正当な理由の有無に関わらず）、若しくは90%未満となり本減算が終了する事業所は、必要な書類を前橋市介護保険課へメール、郵送又は持参**してください。

※判定期間の途中に新規指定、休止、再開となった事業所は書類の提出はありません。

なお、計算書は減算の有無に関わらず各事業所において2年間保存してください。

- ◎計算にあたり、訪問介護と訪問型サービス(総合事業)はそれぞれ分けて計算をしてください。

- ◎提出期日が近くなりましたら別途お知らせします。

●届出様式（前橋市 HP）

*居宅サービス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7609.html>

*介護予防・生活支援サービス（総合事業）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/sinseitodokede/7607.html>

3 業務管理体制整備に係る届出について

◎介護保険事業者（法人）は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、法令遵守責任者の選任等の必要事項を関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。業務管理体制の届出が行われていない場合には、速やかに届け出てください。

（前橋市に届出が必要な事業者は、指定事業所が全て前橋市内に所在する事業者です。）

◎届出後、次に掲げる事項について変更があったときは、届出先の関係行政機関に遅滞なく変更届を提出してください。

- (1) 法人の種別、名称
- (2) 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX 番号
- (3) 代表者の氏名、生年月日
- (4) 代表者の住所、職名
- (5) 事業所等の名称、所在地（※ 1）
- (6) 法令遵守責任者の氏名、生年月日（※ 2）
- (7) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所等の数が 20 以上の法人のみ）
- (8) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が 100 以上の法人のみ）

※ 1 事業所等の数に変更があっても、整備すべき業務管理体制が変わらない場合は、変更の届出は必要ありません。（例えば、事業所等の数が 10 から 12 に増えた場合で、上記記載の届出事項の変更はない場合）

※ 1 新たに事業所の指定を受けた場合、事業展開地域が変更になり届出先が変わる場合があります。その場合は、変更前と変更後両方の行政機関に届出をする必要があります。

※ 2 法令遵守責任者の変更があった場合は、全ての事業者において変更の届出が必要です。

●介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出（前橋市 HP）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13023.html>

4 指定申請等に係る「電子申請・届出システム」による提出について

◎厚生労働省では、介護事業者が指定申請等を簡易に行うことができるよう「電子申請・届出システム」を運用しており、令和 8 年 4 月 1 日より本システムによる提出が原則化されます。前橋市においても、令和 6 年 5 月 1 日から本システムによる申請を受け付けていますのでご利用ください。

なお、従来どおり、窓口持参や郵送・メールにより書面で申請届出を行うことも可能です。

◎対象となる申請届出の種類、システムの利用前準備や利用方法等については、前橋市 HP をご確認ください。

●「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付について（前橋市 HP）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/43439.html>

5 介護保険最新情報について

- ◎独立行政法人福祉医療機構が運営するウェブサイトには、厚生労働省から各都道府県・市町村等の介護保険担当課に通知された「介護保険最新情報」が掲載されていますので、適宜ご確認ください。

WAM NET <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020060090>

6 その他の連絡事項

令和6年度報酬改定に関する内容で特に注意していただきたい部分があります。今一度ご確認ください。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算

- ◎高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることが要件のひとつにあります。連携している医療機関が第二種協定指定医療機関であるかをご確認ください。

- 感染症法に基づく医療措置協定等の締結状況及び協定指定医療機関の指定状況について（群馬県HP）

<https://www.pref.gunma.jp/page/636354.html>

(2) 生産性向上推進体制加算

- ◎生産性向上推進体制加算を算定する事業所は、事業年度ごとの取組に関する実績データを、**毎事業年度末までに**「生産性向上推進体制加算事業者実績報告システム」（厚生労働省HP）によりオンラインで提出することとなっています。参考「生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（老高発 0927 第2号）」

- 申請先URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

(3) 協力医療機関との連携に係る届出（施設系サービス）

- ◎1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状が急変した場合等の対応を確認し、その協力医療機関の名称等を、市に届け出ることが義務付けられていますので、**毎年度末までに**介護保険課へ届け出てください。また、協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合、本届出に加えて、変更届の提出が必要です。

- 協力医療機関に関する届出書について（前橋市HP）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/40430.html>

(4) 高齢者虐待防止措置の義務化、高齢者虐待防止措置未実施減算

- ◎高齢者虐待防止措置を講じていない場合に、利用者・入所者全員について所定単位数から減算となります。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）委員会の開催や指針の整備、研修の実施等についてご確認ください。

（５）業務継続計画策定の義務化、業務継続計画未策定減算

◎感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の場合、利用者・入所者全員について所定単位数から減算となります。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）計画の策定、研修及び訓練の実施等についてご確認ください。

●介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修（厚労省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

（６）身体的拘束等の適正化、身体拘束廃止未実施減算

◎身体的拘束等の適正化のための取組を講じていない場合に、利用者・入所者全員について所定単位数から減算となります。（訪問系、通所系、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援を除く。）委員会の開催や指針の整備、研修の実施等についてご確認ください。

また、減算対象外サービスにおいても、身体的拘束等の原則禁止及び拘束等を行う場合の記録義務が運営基準に位置付けられています。

（７）感染症対策の徹底

◎感染症対策については、感染予防・まん延及び拡大防止の徹底に努めてください。

●介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（厚労省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

●介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ（厚労省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

（８）福祉用具の利用に際した重大製品事故に関する情報

◎福祉用具は介護保険給付の対象種目や介護保険施設等の設備・備品等、様々な使用状況が想定されます。いずれの状況においても、これらの福祉用具を適切に使用し安全性を確保する措置を講じることが必要です。重大製品事故に関する情報を定期的に確認し、事故防止に努めてください。

●製品安全ガイド（経済産業省 HP）

https://www.meti.go.jp/product_safety/

●日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）HP

www.jaspa.gr.jp/

(9) 介護支援専門員証の更新

◎介護支援専門員証の有効期間は5年間で、満了までに必要な研修を受講して更新する必要があります。介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、再研修を受講することで再度発行可能となります。

研修についてのお問い合わせ：群馬県介護高齢課 企画・介護保険係（027-226-2562）

- 介護支援専門員の資格更新及び研修（群馬県 HP）

<https://www.pref.gunma.jp/page/2237.html>

- 介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付等について（群馬県 HP）

<https://www.pref.gunma.jp/page/2229.html>

(10) 介護保険事業者自主点検表

◎介護サービスの質を確保するため、日頃から自主点検を行い適正なサービスの提供に努めてください。

- 【介護・高齢】自主点検表

*居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援（前橋市 HP）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24047.html>

(11) 介護サービス情報の公表システム

◎都道府県が、介護サービスの利用を希望している方の事業所選択の支援を目的として、介護サービス事業所情報をインターネット等により公表するしくみです。介護サービス事業所は、年に1回、事業所情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています。なお本システム内では、主に施設サービスを対象に災害発生時において被災状況を報告するための「災害時情報共有システム」が運用されています。

システムについてのお問い合わせ：群馬県介護高齢課 居宅サービス係（027-226-2574）

- 介護サービス情報公表システム（厚労省 HP）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

- 介護サービス情報の公表について（群馬県 HP）

<https://www.pref.gunma.jp/page/2133.html>

(12) 介護サービス事業者経営情報の報告

◎介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設されました。同制度の創設に伴い、介護サービス事業者は、毎会計年度終了後3か月以内に、厚生労働省が運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」で経営情報を都道府県知事に報告することとなっていますので、システムでの報告方法等についてご確認ください。

システムについてのお問い合わせ：群馬県介護高齢課 居宅サービス係（027-226-2574）

●介護サービス事業者経営情報の報告について（群馬県ＨＰ）

<https://www.pref.gunma.jp/page/681305.html>

（13）メールアドレスの登録変更

◎前橋市では、事業所運営に係る取扱いや加算の届出に関する通知など、介護保険に関する情報をタイムリーにお知らせするため、随時、電子メールによる情報提供を行っております。そのため、メールアドレスを変更した場合は速やかに介護保険課事業所指定係へご連絡ください。

＜変更方法＞

新しいメールアドレスから、介護保険課 kaigo-jigyo@city.maebashi.gunma.jp あてに以下①②の内容を記載したメールを送付してください。（件名には「メールアドレスの変更」と記載してください）

①**事業所名**（例：まえばしヘルパーステーション、特別養護老人ホームマエバシなど）

※法人内複数事業所で１つのメールアドレスを登録したい場合は、対象となる事業所名を全て記載

②**新旧メールアドレス**（例：(旧)kaigo@xxxx.com → (新)kaigoshisetsu@xxxx.com）

【本資料に関するお問い合わせ先】

〒371-8601 前橋市大手町二丁目１２番１号

前橋市介護保険課事業所指定係（市役所２階３７番窓口）

TEL：027-898-6132 FAX：027-243-4027

メールアドレス：kaigo-jigyo@city.maebashi.gunma.jp

※市役所の窓口・電話の受付時間は９時から１７時まで、となっています。ご理解・ご協力をお願いします。